

(仮訳)

## 人口開発及び社会保障の協力に関する日本国厚生労働省と モンゴル国人口開発・社会保障省との間の協力覚書

日本国厚生労働省及びモンゴル国人口開発・社会保障省（以下総称して「両当事者」、それぞれを「当事者」という。）は、

人口開発及び社会保障の分野において二国間協力及び友好関係を強化させたいという相互の意思があることを考慮し、

二国間協力が経済的及び社会的な開発の道を開くことを信じ、

人口開発及び社会保障の分野における二国間関係の強化に向けた全ての発意を相互に支持して、

以下の認識に基づき、相互の協力を強化することを決定した：

### 第一パラグラフ

両当事者は、それぞれの国内法令、規則及び政策に沿って、人口開発及び社会保障の分野において、二国間協力を強化するとの見解を共有する。

この協力覚書（MOC）は、人口開発及び社会保障の分野における両当事者間の今後の協力の機会を探求する両当事者の意図を表明するものにすぎず、各当事者にいかなる法的または財政的な権利または義務を創設するものではない。

### 第二パラグラフ

両当事者は、以下の方法により、両国の人口開発及び社会保障の分野における二国間の協力及び関係を強化する機会を探求する。：

（1）以下を含む社会保障の政策及び調整に関する情報及び経験を交換する。：

- 年金、社会・健康保険の政策及び規則
- 社会福祉に関する政策、規則、調整及びサービス
- 障害者を考慮した災害リスクの削減及び管理

- 社会保障の高齢者への適用

(2) 以下を含む人口開発の政策、規則及び調整に関する情報及び経験を交換する。：

- 障害者向け政策
- 児童福祉政策
- 高齢化に関する政策の策定及び調整

(3) 上記分野に関する人的資源の能力構築に向けて協力する。

### 第三パラグラフ

この MOC の枠組みの下での協力は、各当事者の利用可能な資源及び能力に基づく交渉を踏まえ、以下の方法により実施する。：

- 人口開発及び社会保障の分野における関係を規律するそれぞれの国内法令の条文及び当該法令に関する情報並ぶにその他の政策関連文書の相互交換。
- 能力構築及び経験の交換を目的とした専門人材の相互交換。モンゴル側の場合、これには専門家の能力構築に向けた研修活動及び当該部門の管理職向けのスタディーツアーが含まれる。
- 両当事者の実施下部機関間の経験の交換。

### 第四パラグラフ

両当事者は、相互の協力活動を特定し、適当な方法でこの MOC 第三パラグラフに定められた詳細について協議する。

この MOC に基づく活動は、日本国厚生労働省国際協力室及びモンゴル国人口開発・社会保障省国際協力課によって監督される。

### 第五パラグラフ

この MOC の事項の解釈から生ずるいかなる紛争も、両当事者間の協議及び交渉によって解決する。

### 第六パラグラフ

両当事者間の相互の同意をもって、この MOC の内容は修正し又は新たな要素を組み入れることができる。

## 第七パラグラフ

この MOC は、署名日より開始するものとし、5 年間継続する。その後、この MOC は、一方の当事者が他方の当事者に対し、この MOC を終了させるよう通告するまでは、3 年間毎に自動的に延長される。この意図は、終了の少なくとも 6 ヶ月前に他方の当事者に対して文書で連絡される。

2015 年 9 月 1 日に東京において、英語により本書二通が署名された。

日本国厚生労働省のために：

モンゴル国人口開発・社会保障省の  
ために：

---

日本国厚生労働大臣

---

---

モンゴル国人口開発・社会保障大臣

---